

《旧RD最終処分場二次対策工事 工事情報 第278号 をお知らせいたします》

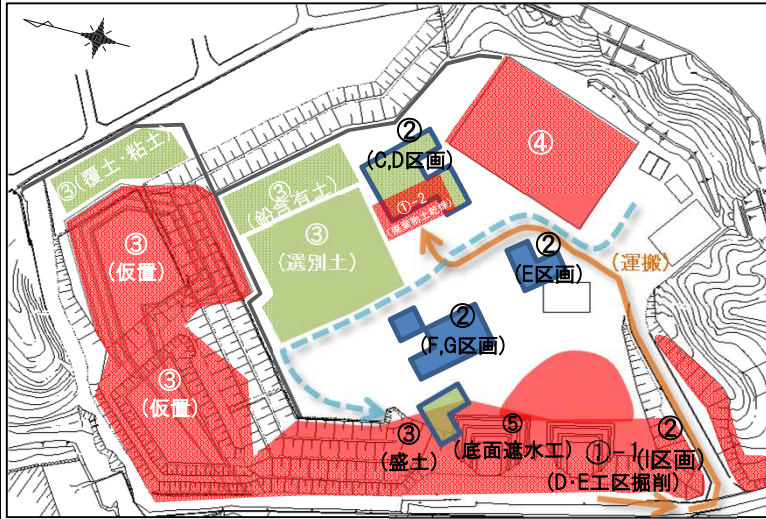
作成日:令和元年7月1日

工種・作業内容	日付	施工実績 令和元年6月							施工予定 令和元年7月							備考							
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日								
		24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7		8	9	10	11	12	13	14
廃棄物土・有害物掘削工																							
① 廃棄物土掘削工	①-1 D・E工区 ①-2 廃棄物土乾燥																						
② 有害物掘削工	I区画 掘削																						休
	E区画 全旋回置換	全旋回掘削(一般部)							全旋回掘削(一般部)							休							
③ 選別土仮置・盛土工	F、G区画 掘削 支保工設置	支保工										五段目支保工								六次掘削			工
	選別土仮置・埋戻し D・E工区盛土	D・E工区盛土							D・E工区盛土							工							
④ 選別処理工	一次選別(粗選別) 二次選別(機械選別)																						
⑤ 底面・側面遮水工	D・E工区	底面遮水部地盤改良、基盤整備							底面遮水部基盤整備							底面遮水部基盤整備							

【工事施工予定位置図】

【工事施工状況写真】

【保管状況写真】



② 有害物掘削工
FG区画の五次掘削を行っています。
(撮影日:令和元年6月27日)

⑤ 底面・側面遮水工
底面遮水部の地盤改良を行っています。
(撮影日:令和元年6月27日)

安定器の梱包状況
二重のビニール袋および内袋付きフレコンバッグで梱包し、有害物保管ヤード内にある金属製の保管庫に隔離しました。

【お知らせ】掘削により発見した安定器(照明器具等に取り付けられているもの)については、製造年月等の表示によりPCBの含有の有無が確認できない場合、国が定める手順に従い、高濃度PCB廃棄物とみなして、国が指定する処理機関に運搬し、処理・処分することとしています。5月20日、コンクリート造の有害物保管ヤードでプラスチック製の工具箱に入れて保管していた安定器の廃棄準備中に、そのうち1個(四角型、概ね30cm×10cm×15cm程度)の重量を測定しようとしたところ、微量の絶縁油の染み出しが発生したため、直ちに二重のビニール袋および内袋付きフレコンバッグで梱包し、同ヤード内にある金属製の保管庫に隔離しました。その後、分析したところ、この安定器のPCB含有量が550,000mg/kg(55%)と高い値であることが6月28日に判明しました。引き続き厳重に保管し、法令に従い適正に処分する予定です。
なお、発見時には目視により安定器から油の染み出しがないことを確認しています。また、保管中のその他の安定器については異常ありませんでした。

《騒音・振動・粉じん・臭気自動計測の週間結果報告》

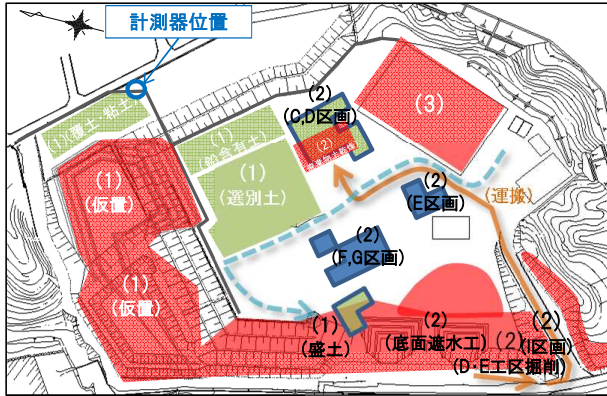
(報告対象期間:6月21日 ~ 6月27日)

【概要】

二次対策工事による周辺環境への影響を調査するために、旧RD最終処分場と隣接する住宅地との境界に計測器を設置し、「騒音・振動・粉じん・臭気」を連続自動計測しています。
各項目の1週間分の計測結果をグラフにしました。
※網掛け部は休工の時間帯(休日および夜間)です。

主な実施作業内容		令和元年6月							備考
		21 金	22 土	23 日	24 月	25 火	26 水	27 木	
廃棄物土・有害物掘削工				休 工					
(1)選別土仮置・盛土工	D・E工区埋戻	DE工区盛土				DE工区盛土			
廃棄物土・有害物掘削工									
(2)廃棄物土掘削工	D・E工区 E・F・G・I区画	E区画			E区画		EFG区画		
廃棄物選別工									
(3)選別処理施設工		運転				運転			

【位置図】



【測定値管理基準】

	騒音	振動	粉じん	臭気
第1管理値 (基準値の90%)	76dB	67dB	0.18mg/m ³	10(センサー値)
第2管理値 (基準値)	85dB	75dB	0.2mg/m ³	10
基準値	85dB 栗東市の特定建設作業(騒音)に係る規制基準	75dB 栗東市の特定建設作業(振動)に係る規制基準	0.2mg/m ³ 環境省『大気汚染に係る環境基準』の「環境上の条件・浮遊粒子状物質」記載基準	10(硫化水素臭などの異臭) 草津市「臭気指数規制基準 第1種地域 敷地境界線(第1号)」記載基準

第1管理値を超過した場合

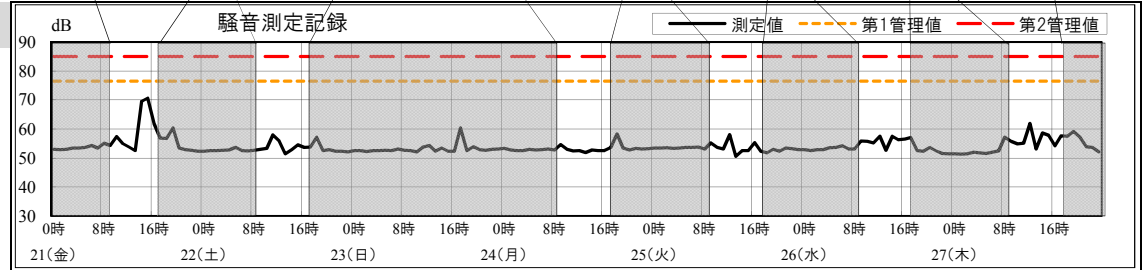
騒音 振動 粉じん	作業を一旦中断し注意喚起した後、警戒しつつ作業を行います
臭気	作業を一旦中断し、現場の監督員が直接臭いを確認します

第2管理値を超過した場合

騒音 振動 粉じん	直ちに作業を中断し、周辺7自治会長に連絡し原因究明後、対策を講じ作業を再開します
臭気	臭いの確認により硫化水素臭などの異臭がした場合には、直ちに作業を中断し、周辺7自治会長に連絡し対策を講じたうえで作業を再開します

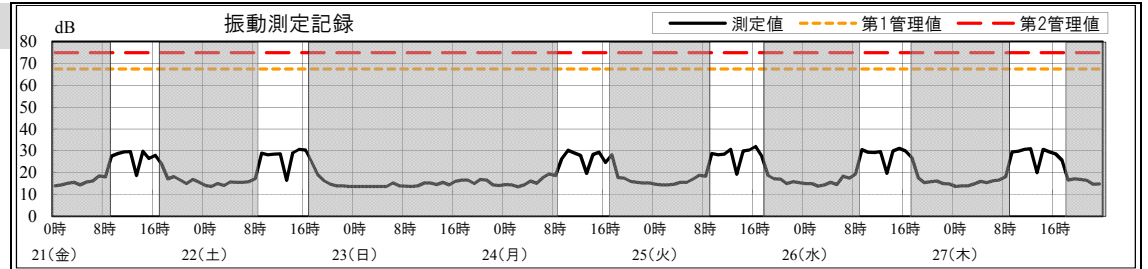
【騒音】

(特になし)



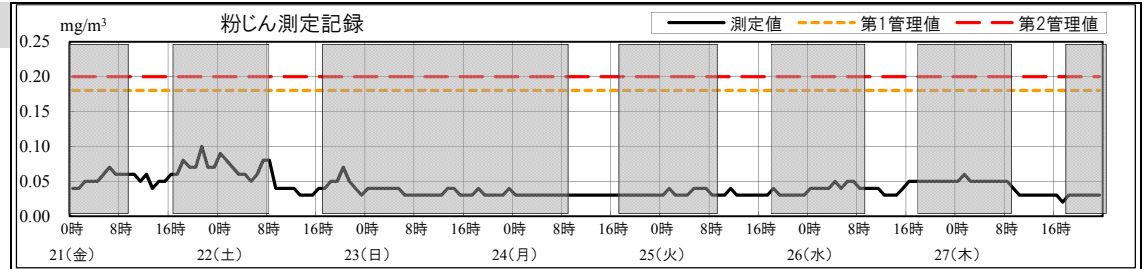
【振動】

(特になし)



【粉じん】

(特になし)



【臭気】

(特になし)

